

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第一項に規定する「政令で定める学術」に、文学及び法学を加えること。（第百二十条の二関係）

二 自衛隊法第九十八条第一項に規定する「政令で定める学位に相当するもの」を規定すること。（第百二十条の二関係）

三 自衛隊法第九十八条の規定により学資金を貸与される学生の略称を「貸費学生」から「自衛隊奨学生」に改めること。（第百二十条の三関係）

四 学資金貸与願書への学長の推薦書の添付を不要とすること。（第百二十条の三関係）

五 学資金の貸与を行わない期間について要件を整理すること。（第百二十条の八関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

七 この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

八 この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定めること。（附則第二項関係）